

## <報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和6年10月7日

### 労使トラブルの円満な解決のお手伝いをします —10月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です—

中央労働委員会と都道府県労働委員会は、毎年10月を「個別労働紛争処理制度」周知月間としており、周知・広報活動を全国的に展開しています。

「個別労働紛争処理制度」とは、個々の労働者と使用者の間に発生した労働条件等のトラブルを解決するための制度で、埼玉県労働委員会では「個別的労使紛争のあっせん」を行っています。当事者間では解決できずにお悩みの場合、是非ご利用ください。

#### ● 個別的労使紛争のあっせんについて

##### 1 個別的労使紛争のあっせんとは

労使間の話し合いが行きづまったときに、労働委員会が間に入り解決を目指す制度です。公益・労働者側・使用者側の経験豊かな3人のあっせん員が、中立・公正な立場で双方の主張を個別に伺い、お互いが受け入れられる合意点を探ります。労働者、使用者どちらからも申請できます。

##### 2 対象となる紛争

解雇、雇い止め、賃金、配置転換、パワハラなど、個々の労働者と使用者の間で生じた雇用や労働条件等に関する紛争です。

※ 裁判で係争中など、制度をご利用になれない場合があります。詳細は埼玉県労働委員会ホームページをご覧ください。

##### 3 あっせんによる解決のメリット

- ・ 手続が簡単で無料です。あっせんは原則1回で、短期間での解決を目指します。
- ・ 当事者が歩み寄れる範囲での合意による解決を目指すもので、労使の円満な関

係構築につながります。

#### **4 周知月間中の広報**

- ・彩の国だより（10月号）、NACK5「朝情報★埼玉」（あさ★たま）、県 SNS による情報発信
- ・埼玉会館大型映像装置での広告放映（10月7日～31日）

#### **5 問合せ先**

県労働委員会事務局 審査調整課 審査調整第一担当

電話 048-830-6452（直通）

埼玉県労働委員会ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/e2001/roui-gaiyou/kobetsu.html>